

凡

例

本書で引用する法令については、次の略称を用いた。

| | |
|-------|---|
| 免 許 法 | 教育職員免許法（昭和24年法律第147号） |
| 昭29改附 | 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）附則 |
| 昭36改附 | 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）附則 |
| 昭63改附 | 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）附則 |
| 平元改附 | 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成元年法律第89号）附則 |
| 平10改附 | 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成10年法律第98号）附則 |
| 平12改附 | 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成12年法律第29号）附則 |
| 平14改附 | 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成14年法律第55号）附則 |
| 平18改附 | 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）附則 |
| 平24改附 | 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成24年法律第67号）附則 |
| 平28改附 | 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）附則 |
| 施行規則 | 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号） |
| 施行法 | 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号） |
| 旧施行法 | 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和29年法律第159号）による改正前の教育職員免許法施行法 |
| 県規則 | 栃木県教育職員免許状に関する規則 |

なお、「第1編 教育職員の免許制度 第4章 免許状の経過措置」において、経過措置を記した文中に、旧法又は旧施行規則とあるのは、改正前の教育職員免許法又は教育職員免許法施行規則を、新法とあるのは、改正後の教育職員免許法を指すものである。